# 介護保険福祉用具購入費について

介護保険福祉用具購入費とは、要介護(支援)認定を受けている人が、都道府県知事の指定を受けた事業者から、入浴又は排せつに用いる福祉用具等一定のものを購入したときに費用の一部が支給される制度です。

#### 1 概要

### 対象となる人

要介護(支援)認定を受け、在宅で生活している人

### 購入できる事業者

都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者

#### 対象となる福祉用具

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- 〇 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分

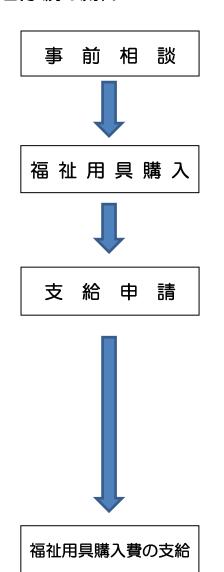
## 支給限度基準額

一年度(4月から翌年3月まで)あたり10万円(支給額の上限は、利用者負担割合が一割の人の場合9万円)。ただし、基準額の範囲内であっても、同一種目の福祉用具については、破損した場合又は用途及び機能が著しく異なる場合等、特別の事情がある場合で市が必要と認めるときのみ支給対象とすることができます。

# 留意点

購入の際には、指定販売事業者であることを確認してください。指定された事業者以外で購入された場合は申請することはできません。

### 2.手続の流れ



担当のケアマネジャー(要支援の人は担当の地域包括支援センター)又は福祉用具専門相談員に、支給対象となる用具かどうか、及び支給申請の手続について相談します。

指定販売事業所で福祉用具を購入し、領収証を受領します。

「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書」に 次の書類を添えて市市民課に提出します。

- 領収証(被保険者本人宛ての原本)
- 購入した用具のパンフレット等
- 福祉用具が必要と認められる理由書(添付された居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画に記載されている場合は不要)
- 委任状(被保険者本人以外が住宅改修費を受け取る場合)

支給申請書を審査し、支給(不支給)決定通知書を申請者に 送付します。支給決定された金額を、支給申請書に記載された 口座に、原則として支給申請書の受付の翌月末に振り込みます。